



山形県公報

平成22年4月6日(火)
第2132号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県種畜貸付規則等を廃止する規則……………(畜産課) ……467

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁福祉企画課) ……468
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……469
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……470
- 土地改良区の定款変更の認可……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 民有保安林指定の解除の予定……………(森林課) ……471
- 民有保安林の指定施業要件の変更の予定……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……474
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……同

### 内水面漁場管理委員会関係

#### 指 示

○内水面漁業協同組合別水産動植物の増殖数量……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) ……477
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(市町村課) ……478
- 県営住宅入居者の一般公募……………(置賜総合支庁建築課) ……同

## 規 則

山形県種畜貸付規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第38号

#### 山形県種畜貸付規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 山形県種畜貸付規則(昭和24年4月県規則第31号)
- (2) 山形県雌牛の飼育管理の委託及び譲渡等に関する規則(昭和32年11月県規則第75号)
- (3) 山形県有黒毛和種繁殖基礎種雌牛の貸付け、譲渡等に関する規則(昭和41年12月県規則第87号)
- (4) 畜産振興地域における山形県有家畜の導入に関する規則(昭和42年12月県規則第62号)
- (5) 昭和42年8月集中豪雨災害被災地域における山形県有家畜の貸付け及び譲渡に関する規則(昭和43年6月県規則第39号)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

## 山形県告示第332号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地              | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|--------------------------|---------|-------------|
| 株式会社ウェルハウス東北           | ウェルハウス嶋<br>山形市嶋南一丁目2番14号 | 通 所 介 護 | 平成22. 3. 23 |

## 山形県告示第333号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の<br>名称 | 事業所の名称及び所在地                        | サービスの種類     | 指定年月日       |
|--------------------|------------------------------------|-------------|-------------|
| 大和メディカル有限会社        | 居宅介護支援事業所 樫の木<br>山形市あかねヶ丘二丁目10番56号 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成22. 3. 16 |

## 山形県告示第334号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                                   | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|------------------------|-----------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社福祉のひろば             | 福祉のひろば訪問介護事業所<br>天童市鎌田一丁目6番52号                | 訪 問 介 護         | 平成22. 3. 31 |
| 医療法人社団みゆき会             | 医療法人社団みゆき会通所リハビリテー<br>ション成沢<br>山形市成沢四丁目11番31号 | 通所リハビリテー<br>ション | 同           |

## 山形県告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類         | 廃止年月日       |
|----------------------|-------------------------------------------|-----------------|-------------|
| 株式会社福祉のひろば           | 福祉のひろば訪問介護事業所<br>天童市鎌田一丁目6番52号            | 介護予防訪問介護        | 平成22. 3. 31 |
| 医療法人社団みゆき会           | 医療法人社団みゆき会通所リハビリテーション成沢<br>山形市成沢四丁目11番31号 | 介護予防通所リハビリテーション | 同           |

## 山形県告示第336号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 名 和 征 吉   | 天童市小路二丁目2番25号  |
| 同        | 須 藤 善 則   | 同 小関二丁目4番18号   |
| 同        | 奥 山 茂 隆   | 同 大字成生604番地    |
| 同        | 佐 藤 和 男   | 同 大字矢野目1474番地  |
| 同        | 山 崎 諭     | 同 大字蔵増甲1067番地  |
| 同        | 結 城 壽 雄   | 同 大字窪野目287番地   |
| 同        | 遠 藤 市 雄   | 同 大字貫津242番地    |
| 同        | 瀬 野 輝 雄   | 同 大字高揃南67番地    |
| 同        | 佐 藤 圭 一 郎 | 同 大字高揃北2185番地1 |
| 同        | 小 山 田 忠 雄 | 同 大字清池324番地2   |
| 同        | 土 屋 健 吾   | 同 大字長岡45番地     |
| 同        | 水 戸 部 秀 憲 | 同 大字原町142番地4   |
| 同        | 蜂 谷 賢 三   | 同 大字奈良沢乙74番地   |
| 監 事      | 細 矢 幸 市   | 同 大字大清水1669番地  |
| 同        | 白 田 恵 一   | 同 大字塚野目甲101番地  |
| 同        | 佐 藤 文 五 郎 | 同 大字高揃北369番地5  |

## 山形県告示第337号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、天童土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所            |
|----------|-----------|----------------|
| 理 事      | 名 和 征 吉   | 天童市小路二丁目2番25号  |
| 同        | 須 藤 善 則   | 同 小関二丁目4番18号   |
| 同        | 奥 山 茂 隆   | 同 大字成生604番地    |
| 同        | 那 須 敬     | 同 大字矢野目1387番地  |
| 同        | 山 崎 諭     | 同 大字蔵増甲1067番地  |
| 同        | 結 城 壽 雄   | 同 大字窪野目287番地   |
| 同        | 遠 藤 正 紀   | 同 大字貫津239番地    |
| 同        | 瀬 野 輝 雄   | 同 大字高揃南67番地    |
| 同        | 佐 藤 圭 一 郎 | 同 大字高揃北2185番地1 |
| 同        | 小 山 田 忠 雄 | 同 大字清池324番地2   |
| 同        | 土 屋 健 吾   | 同 大字長岡45番地     |
| 同        | 水 戸 部 秀 憲 | 同 大字原町142番地4   |
| 同        | 結 城 恒 博   | 同 大字貫津17番地     |
| 監 事      | 細 矢 幸 市   | 同 大字大清水1669番地  |
| 同        | 山 澤 久 也   | 同 大字塚野目甲328番地  |
| 同        | 佐 藤 定 義   | 同 大字高揃北62番地1   |

## 山形県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
笹川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
鶴岡市藤浪二丁目27番地

## 3 認可年月日

平成22年3月26日

## 4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第339号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 解除予定保安林の所在場所

鶴岡市熊出字南俣95-19（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

## 3 保安林解除の理由

急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を農林水産部森林課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第340号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市上名川字東山4-2・4-19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4-20から4-22まで、5-1、5-2・6-1・6-2・7-1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

## (2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

鶴岡市小名部字上浜田64-1、64-2

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

## 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町吹浦字西浜11から15まで

(2) 保安林として指定された目的

潮害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

4 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

酒田市福山字内山8-71、8-89、14-6、18、18-1から18-3まで、18-7、18-8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

5 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

酒田市升田字西山1-137から1-139まで、1-147、1-273、13-4、13-6、草津字草津森2-2から2-4まで、升田字下向2-50、2-52、2-57、草津字上数河4-1から4-3まで、5-1

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

6 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

酒田市下青沢字五台1-1、2-1、2-2、4-6、11、13-2、13-17、13-22

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

7 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町菅里字十里塚1-140、1-142、1-144、1-145、1-147、1-149、1-151から1-

154まで、1-156、1-158、1-160、1-162から1-166まで、1-168から1-170まで、1-173、1-174、1-176から1-187まで、1-193、1-196、1-198、1-199、2-81・2-93・2-101・2-103・2-109・2-135・2-137・2-141・2-143・2-147・2-149・2-153・2-159(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

8 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町菅里字十里塚2-13、2-15から2-19まで、2-21、2-23、2-25、2-27、2-29、2-31、2-33、2-36、2-37、2-39、2-41から2-46まで、2-49から2-51まで、2-53から2-55まで、2-63、2-65から2-67まで、2-69、2-71から2-73まで、2-75、2-77から2-80まで、2-81(次の図に示す部分に限る。)、2-83、2-85、2-87、2-89、2-92、2-93(次の図に示す部分に限る。)、2-94、2-95、2-97から2-99まで、2-101・2-103(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2-105、2-107、2-109(次の図に示す部分に限る。)、2-111から2-113まで、2-115から2-117まで、2-119、2-121、2-123から2-125まで、2-127、2-129、2-131、2-133、2-135・2-137・2-141・2-143(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)、2-145、2-147・2-149(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、2-151、2-153(次の図に示す部分に限る。)、2-154、2-155、2-157、2-159(次の図に示す部分に限る。)、2-161、2-163から2-165まで、2-167、2-169、2-171、2-173、2-175、2-178、2-181、2-183、2-185、2-187、2-188、2-193、2-297、2-302、2-317、2-321、2-323、2-330、2-332、2-333、2-339、2-340、2-344、2-346、2-352、2-354、2-357、2-358、2-370、2-371、2-467、2-476、2-481、2-487

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

9 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

飽海郡遊佐町比子字下モ山1-3から1-8まで、1-10から1-42まで、1-44から1-61まで、1-63から1-65まで、1-67から1-70まで、1-72、1-82、1-83、1-87、1-107、1-214、1-218、15-76

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課並びに関係市役所及び遊佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年4月6日から同月19日まで縦覧に供する。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 一般県道
- 路線名 湯田川大山線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                             | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|---------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 鶴岡市矢馳字上矢馳89番1から<br>同 字下矢馳60番5まで | 旧    | 15.8メートル<br>}<br>11.2 | メートル<br>862 |
| 同 上                             | 新    | 20.0メートル<br>}<br>13.2 | 同 上         |

#### 山形県告示第342号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 施行者の名称  
酒 田 市
- 都市計画事業の種類及び名称  
(1) 種 類 酒田都市計画下水道事業  
(2) 名 称 酒田公共下水道
- 変更の内容  
設計の概要の変更
- 事業施行期間  
昭和45年9月14日から平成27年3月31日まで

## 内水面漁場管理委員会関係

### 指 示

#### 山形県内水面漁場管理委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、平成22年度の内水面漁業協同組合別水産動物の増殖数量について、次のとおり指示する。

平成22年4月6日

山形県内水面漁場管理委員会

会 長 伊 藤 健 雄

平成22年度増殖数量指示

| 増殖方法 |             | 移殖放流      |           |             |           |           |           |            |                        |                         |                | 人工ふ化放流                 |                        |           | 産卵場造成等 |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|------|-------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|------------|------------------------|-------------------------|----------------|------------------------|------------------------|-----------|--------|------------|-----|------|-----|----|---------------------------------|-----|------------|------------------------|------------------------|--|
| 漁協名  | 魚種名<br>免許番号 | あ         | ゆ         | うぐい<br>(はや) | こ         | い         | ふ         | な          | うなぎ                    | かじか                     | さくらます<br>(やまめ) | にじます                   | いわな                    | もくず<br>がに | ひめます   | やつめ<br>うなぎ | いわな | わかさぎ | あ   | ゆ  | うぐい<br>(はや)                     | かじか | やつめ<br>うなぎ | その他                    |                        |  |
|      |             | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム   | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム | キロ<br>グラム  | 尾                      | 尾                       | 尾              | 尾                      | 尾                      | 尾         | 尾      | 尾          | 万粒  | 万粒   | 万粒  | 箇所 | 箇所                              | 箇所  | 箇所         | 箇所                     |                        |  |
| 両    | 羽           | 内共第1号     |           |             |           |           | 30        |            |                        |                         | 稚魚 12,200      |                        |                        | 1,000     |        | 1,000      |     |      |     |    |                                 |     | 2          |                        |                        |  |
| 県    | 南           | 内共第2号     | 300       | 30          | 300       |           | 160       | 15         |                        |                         | 稚魚 10,000      | 成魚 11,000              | 稚魚 17,000<br>成魚 5,647  |           |        |            | 3   |      |     |    |                                 | 7   | 1          | いわな2                   |                        |  |
| 西    | 置賜          | 内共第3号     | 600       |             |           |           | 100       | 10         |                        |                         | 稚魚 20,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 20,000              |           |        |            |     |      |     |    |                                 | 6   | 8          |                        |                        |  |
| 最    | 上           | 川一        | 内共第4号     | 900         | 100       |           | 20        | 10         |                        | 2                       | 稚魚 23,500      | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000              | 200       |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            | 1                      | こい1、さくらます(やまめ) 1       |  |
|      |             | 内共第5号     |           |             |           | 10        | 10        |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 計         | 900       | 100         |           | 10        | 30        | 10         |                        | 2                       | 稚魚 23,500      | 稚魚 1,500               | 稚魚 30,000              | 200       |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            | 1                      | こい1、さくらます(やまめ) 1       |  |
| 最    | 上           | 川二        | 内共第6号     | 2,500       |           |           | 500       |            |                        |                         | 稚魚 35,000      | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000               | 400       |        |            |     | 100  |     |    |                                 | 5   | 2          | 5                      |                        |  |
|      |             | 内共第7号     |           |             |           | 200       | 150       |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 内共第8号     |           |             |           | 200       | 150       |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 内共第9号     |           |             |           |           |           |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 計         | 2,500     |             |           | 400       | 800       |            |                        |                         |                | 稚魚 35,000              | 稚魚 25,000<br>成魚 11,000 | 成魚 5,000  | 400    |            |     |      | 100 |    |                                 |     | 5          | 2                      | 5                      |  |
| 丹    | 生川          | 内共第10号    | 1,000     |             |           | 20        |           |            |                        | 稚魚 10,000               | 稚魚 2,000       | 稚魚 5,000               | 300                    |           |        |            |     |      |     |    |                                 | 7   | 6          |                        |                        |  |
| 小    | 国           | 川         | 内共第11号    | 3,700       |           |           | 50        |            |                        |                         | 稚魚 65,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000     |        |            |     |      |     |    |                                 | 9   | 7          | 7                      |                        |  |
|      |             | 内共第12号    |           |             |           | 50        | 5         |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 計         | 3,700     |             |           | 100       | 5         |            |                        |                         | 稚魚 65,000      | 稚魚 3,000               | 稚魚 13,000              | 1,000     |        |            |     |      |     |    |                                 | 9   | 7          | 7                      |                        |  |
| 最    | 北           | 中部        | 内共第13号    | 750         |           |           | 20        |            |                        |                         | 稚魚 35,000      | 稚魚 5,000               | 稚魚 30,000              | 500       |        |            |     |      |     |    |                                 | 2   | 2          | 2                      |                        |  |
|      |             | 内共第14号    |           |             |           | 10        |           |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 計         | 750       |             |           | 30        |           |            |                        |                         | 稚魚 35,000      | 稚魚 5,000               | 稚魚 30,000              | 500       |        |            |     |      |     |    |                                 | 2   | 2          | 2                      |                        |  |
| 最    | 上           | 内共第15号    | 1,700     |             |           | 10        | 5         |            |                        | 稚魚 50,000               |                | 稚魚 25,000              | 3,000                  |           |        |            |     |      | 4   | 13 | 2                               | 2   |            |                        |                        |  |
| 最    | 上           | 川第八       | 内共第16号    | 250         |           | 20        | 5         | 5          |                        | 稚魚 25,000               |                | 稚魚 10,000              | 1,000                  |           | 200    |            |     |      |     |    |                                 | 4   | 3          |                        |                        |  |
| 赤    | 川           | 内共第17号    | 30        |             |           | 30        |           |            |                        | 稚魚 11,000               |                | 稚魚 7,000               | 500                    |           |        |            |     |      |     |    |                                 | 2   |            | 2                      |                        |  |
|      |             | 内共第18号    | 420       |             |           | 20        |           |            |                        | 稚魚 74,000               | 成魚 500         | 稚魚 46,000              | 2,500                  |           |        |            |     |      |     |    |                                 | 3   | 3          |                        |                        |  |
|      |             | 内共第19号    |           |             |           |           |           |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            |                        |                        |  |
|      |             | 計         | 450       |             |           | 50        |           |            |                        |                         | 稚魚 85,000      | 成魚 500                 | 稚魚 53,000              | 3,000     |        |            |     |      |     |    |                                 |     | 5          | 3                      | 2                      |  |
| 月    | 光川養         | 内共第20号    | 30        |             |           | 5         |           |            |                        | 稚魚 13,000               |                | 稚魚 13,000              | 2,500                  |           |        |            |     |      | 8   | 4  | 6                               | 2   |            |                        |                        |  |
| 日    | 向荒瀬         | 内共第21号    | 250       |             |           | 10        |           |            | 3                      | 稚魚 5,000                |                | 稚魚 5,000               | 1,000                  |           |        |            |     |      | 7   | 2  | 2                               | 2   |            |                        |                        |  |
| 山    | 戸           | 内共第22号    | 170       |             |           |           |           |            |                        | 稚魚 5,000                |                |                        | 800                    |           |        |            |     |      |     | 3  | 5                               | 5   | 5          | いわな5                   |                        |  |
| 温    | 海町          | 内共第23号    | 110       |             |           |           |           |            |                        | 稚魚 3,000                |                | 稚魚 3,000               |                        |           |        |            |     |      |     | 2  | 2                               | 2   | 1          | いわな1、さくらます(やまめ)2、にじます1 |                        |  |
|      |             | 内共第24号    | 70        |             |           |           |           |            |                        | 稚魚 3,000                |                | 稚魚 3,000               |                        |           |        |            |     |      |     | 2  | 2                               | 2   | 2          | いわな1、にじます1             |                        |  |
|      |             | 内共第25号    | 70        |             |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 4,000       |                        | 稚魚 4,000               |           |        |            |     |      |     | 3  | 2                               | 3   | 1          | いわな2、にじます1             |                        |  |
|      |             | 計         | 250       |             |           |           |           |            |                        |                         | 稚魚 10,000      |                        | 稚魚 10,000              |           |        |            |     |      |     |    | 7                               | 6   | 7          | 4                      | いわな4、さくらます(やまめ)2、にじます3 |  |
| 小    | 国町          | 内共第26号    | 900       |             |           |           |           | 10         |                        | 稚魚 15,000               | 稚魚 5,000       | 稚魚 120,000             |                        |           |        |            |     |      |     |    | 6                               | 6   |            |                        |                        |  |
| 作    | 谷沢          | 内共第27号    |           |             | 250       | 100       | 10        |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     | 400  |     |    |                                 |     |            | こい1、ふな1                |                        |  |
|      |             | 内共第28号    |           |             | 100       | 100       |           |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     |      |     |    |                                 |     |            | こい1、ふな1                |                        |  |
|      |             | 計         |           |             | 350       | 200       | 10        |            |                        |                         |                |                        |                        |           |        |            |     | 400  |     |    |                                 |     |            | こい2、ふな2                |                        |  |
| 合    | 計           | 13,750    | 130       | 1,080       | 1,550     | 70        | 5         | 稚魚 418,700 | 稚魚 44,500<br>成魚 22,500 | 稚魚 351,000<br>成魚 10,647 | 14,700         |                        |                        | 1,200     | 3      | 500        | 29  | 83   | 60  | 32 | いわな11、さくらます(やまめ)3、こい3、にじます3、ふな2 |     |            |                        |                        |  |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有地及び県有建物の売買について、一般競争入札を次のとおり行う。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時並びに入札に付する物件及び予定価格

| 場 所                                          | 日 時                     | 入 札 に 付 す る 物 件                                                                                                                   | 予 定 価 格      |
|----------------------------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 山形市鉄砲町二丁目<br>19番68号<br>村山総合支庁本庁舎<br>4階402会議室 | 平成22年6月3日(木)<br>午前9時30分 | 山形市松見町17番1<br>土地及び建物<br>宅地 (実測) 2,942.59平方メートル<br>(公簿) 2,939.00平方メートル<br>住宅建 273.32平方メートル<br>雑屋建 31.88平方メートル<br>事務所建 357.43平方メートル | 168,952,975円 |
|                                              | 平成22年6月3日(木)<br>午前11時   | 山形市松見町4番3<br>土地及び建物<br>宅地 1,105.52平方メートル<br>住宅建 89.46平方メートル<br>住宅建 89.46平方メートル<br>雑屋建 6.19平方メートル<br>雑屋建 5.34平方メートル                | 66,158,000円  |
|                                              | 平成22年6月3日(木)<br>午後1時30分 | 山形市松見町16番1<br>土地<br>雑種地 (実測) 661.70平方メートル<br>(現況：宅地)(公簿) 661.00平方メートル                                                             | 45,110,000円  |

### 2 入札参加者の資格

次の各号に該当しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後3年を経過しない者

### 3 契約条項を示す場所

総務部管財課

### 4 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札見積価格の100分の5以上の額
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額

### 5 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

### 6 その他

- (1) 説明会の場所及び日時

| 入札に付する物件                                                                                                                          | 場 所                                  | 日 時                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------|
| 山形市松見町17番1<br>土地及び建物<br>宅地 (実測) 2,942.59平方メートル<br>(公簿) 2,939.00平方メートル<br>住宅建 273.32平方メートル<br>雑屋建 31.88平方メートル<br>事務所建 357.43平方メートル | 山形市鉄砲町二丁目19番68号<br>村山総合支庁本庁舎4階402会議室 | 平成22年4月27日(火)<br>午前9時30分 |
| 山形市松見町4番3<br>土地及び建物<br>宅地 1,105.52平方メートル<br>住宅建 89.46平方メートル<br>住宅建 89.46平方メートル<br>雑屋建 6.19平方メートル<br>雑屋建 5.34平方メートル                |                                      |                          |
| 山形市松見町16番1<br>土地<br>雑種地 (実測) 661.70平方メートル<br>(現況：宅地) (公簿) 661.00平方メートル                                                            |                                      |                          |

(2) 郵便による入札は、認めない。

(3) 入札、入札条件及び契約に関する詳細については、総務部管財課（電話023(630)2065）に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳ネットワークシステムにおける都道府県ネットワークの監視及び保守業務 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部市町村支援課行政担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 随意契約の相手方を決定した日 平成22年3月24日
- 随意契約の相手方の名称及び所在地  
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 随意契約に係る契約金額 45,174,578円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年4月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称          | 所在地               | 規格   |                       | 公募戸数 | 区分  | 家賃                   |                                 |                                 |                                 | 敷金     | 摘要     |                                 |
|-------------|-------------------|------|-----------------------|------|-----|----------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--------|--------|---------------------------------|
|             |                   | 住宅形式 | 1戸当たり住戸専用面積<br>平方メートル |      |     | 収入が104,000円以下の者<br>円 | 収入が104,000円を超え123,000円以下の者<br>円 | 収入が123,000円を超え139,000円以下の者<br>円 | 収入が139,000円を超え158,000円以下の者<br>円 |        |        | 収入が158,000円を超え186,000円以下の者<br>円 |
| 県営小国アパルト1号  | 西置賜郡小国町大字兵庫館3-3-9 | 3DK  | 58.0                  | 4    | 一般用 | 12,800               | 14,800                          | 16,900                          | 19,100                          | 21,800 | 25,200 | 3月分の家賃に相当する額                    |
| 同 2号        | 同 3-8             | 同    | 59.4                  | 2    | 同   | 13,700               | 15,900                          | 18,200                          | 20,500                          | 23,400 | 27,000 |                                 |
| 同 あらとアパルト2号 | 同 白鷹町大字荒砥乙725-1   | 同    | 77.9                  | 1    | 同   | 24,900               | 28,800                          | 32,900                          | 37,100                          | 42,400 | 48,900 |                                 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成22年4月12日から同月16日まで（受付時間：午前10時から午後5時）（ただし、郵送の場合は平成22年4月16日までの消印のあるものに限り有効とする。）

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
米沢市金池七丁目1番50号  
山形県すまい情報センター 置賜事務所

## 5 入居の時期 平成22年5月下旬